

諮 問 第 8 1 2 号
平 成 3 1 年 2 月 6 日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会 長 小 橋 昇 様

世田谷区長
保 坂 展 人

世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「子育て支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(幼児教育・保育の無償化及び保育所入園関連業務に関する業務委託)

諮問第 8 1 2 号

「子育て支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(幼児教育・保育の無償化及び保育所入園関連業務に関する業務委託)

平成 3 1 年 2 月 1 2 日
保育担当部保育認定・調整課

1 委託の件名

幼児教育・保育の無償化及び保育所入園関連業務に関する業務委託

2 委託の内容

(1) 幼児教育・保育の無償化に関する業務

「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 8」(平成 3 0 年 6 月 1 5 日閣議決定)において、3 歳から 5 歳までのすべての児童及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の児童の保育所、認定こども園、幼稚園等の費用を無償化することが決定された。

無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要であり、既に保育の必要性を認定している認可保育園等の在園児童及び申込み児童以外の対象者については、新たに支給認定申請書(以下「申請書」という。)の提出を求め、区が認定する必要がある。それに伴い、以下の業務を外部委託する。

幼児教育・保育の無償化に伴う支給認定業務

- ・申請書の開封及び添付文書を確認する。
- ・マニュアルに基づき、申請書等の精査(審査)及び不備書類督促通知の作成並びに子育てサービスシステム(以下「システム」という。)へ申請書の内容を入力する。

上記業務は、世田谷区保育担当部保育認定・調整課入園担当執務室内で行う。

なお、システムについては、委託業務の実施に必要なシステム以外は入力、閲覧できないように制限を行う。

幼児教育・保育の無償化に伴う電話対応業務

- ・制度の概要及び関連する業務の問い合わせ先を案内する。
- ・申請書の記載方法及び必要書類等を回答する。

・応答できない問い合わせは区へ文書（FAX）にて報告をし、区から相談者へ折り返し回答をする。

上記業務は、委託業者が区庁舎外に履行場所を設置して行う。

（２）保育入所関連業務

認可保育園等の申込み及び在園者は依然として増加傾向にある。

そのため、入所申請書類及び在園者の継続確認書類の入力作業等、比較的簡易な作業を外部委託することにより、迅速性を図り業務改善を行う。

- ・申請書等の開封及び添付文書を確認する。
- ・申請書等をスキャナーで読み取り、システムに入力する項目を編集可能なファイル形式の電子データに変換する。電子化したデータをマニュアルに基づき、申請書等の内容と相違無いか内容確認を行い、相違ある場合は修正を行う。また、電子化したデータのフォルダ整理を行う。
- ・上記電子データ化を行わない申請書等については、マニュアルに基づき、申請書等の精査（審査）及びシステムへ申請書の内容を入力する。
- ・通知書類等の封入作業を行う。

上記業務は、世田谷区保育担当部保育認定・調整課入園担当執務室内で行う。

なお、システムについては、委託業務の実施に必要なシステム以外は入力、閲覧できないように制限を行う。

3 諮問の趣旨

本件は、幼児教育・保育の無償化及び保育所入園関連業務に関する業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

- （１）幼児教育・保育の無償化に伴う支給認定業務
申請書の申込者等
- （２）幼児教育・保育の無償化に伴う電話対応業務
相談者等
- （３）保育入所関連業務
認可保育園等の申込者等

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

- （１）個人情報の項目
幼児教育・保育の無償化に伴う支給認定業務

ア 区から委託先へ提供するもの

同一世帯全員の氏名、生年月日、続柄及び住所、連絡先（保護者、勤務先）、保育を必要とする事由、保育利用時間、生活保護受給の有無、雇用形態（月及び週の契約上勤務日数、常勤・アルバイト等の雇用形態種類）、勤務時間、休日、給与、収入、勤務日数

イ 委託先が本人から収集するもの

なし

ウ 区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

幼児教育・保育の無償化に伴う電話対応業務

ア 区から委託先へ提供するもの

なし

イ 委託先が本人から収集するもの

区から折り返し連絡をする場合に、必要に応じて以下の情報を取り扱う。
住所、氏名、連絡先（保護者、勤務先）、続柄、生年月日、保育を必要とする事由、勤務・就労先名称、学校名称、利用する施設名称

ウ 区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

保育入所関連業務

ア 区から委託先へ提供するもの

同一世帯全員の氏名、生年月日、続柄及び住所、連絡先（保護者、勤務先）、希望する施設名、希望する入園時の兄弟姉妹条件、利用希望年月、保育を必要とする事由、勤務・就労先名称、学校名称、生活保護受給の有無、申込児童の健康状態（病名及び時期、通院病院・訓練機関名称及び期間・頻度、服薬名称及び頻度、アレルギー、けいれん発作の有無及び年齢・状況・頻度、障害手帳及び愛の手帳の有無及び級・度、医療ケアの必要性、入園にあたり健康上・発達上の注意点）、延長保育の申込状況、児童の在園施設名、申込取下・内定辞退状況（施設名称、理由、次選考の希望有無）、保育利用時間、産前産後休業及び育児休業の取得状況（有無、期間）、育児時間及び育児短時間勤務の取得状況（有無、期間、勤務時間、勤務日数）、保育料口座振替情報（金融機関名、本支店名、口座番号、預金種目、口座名義人、口座振替希望年月）、指数、宛名番号

イ 委託先が本人から収集するもの

なし

ウ 区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

(2) 件数(見込み)

幼児教育・保育の無償化に伴う支給認定業務

13,300件/年

幼児教育・保育の無償化に伴う電話対応業務

300件/年

保育入所関連業務

19,200件/年

6 個人情報を取り扱う場所

(1) 幼児教育・保育の無償化に伴う支給認定業務

世田谷区保育担当部保育認定・調整課入園担当執務室内

(2) 幼児教育・保育の無償化に伴う電話対応業務

委託先事業者の施設

(3) 保育入所関連業務

世田谷区保育担当部保育認定・調整課入園担当執務室内

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者と共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書及び口頭による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

(1) 幼児教育・保育の無償化に伴う支給認定業務

なし

区の電子計算機に直接情報を入力する。

(2) 幼児教育・保育の無償化に伴う電話対応業務

あり

(3) 保育入所関連業務

なし

区の電子計算機に直接情報を入力する。

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報保護管理に関する社内規定が定められ、個人情報保護の管理体制が確立さ

れている。

(2) 個人情報を含む文書を安全かつ厳重に管理できる保管庫を有している。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

平成31年(2019年)4月中旬より継続して行う。

13 委託先(参考)

未定

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚合意

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化

※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化

※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象

※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）

※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

● 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等

(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)

- ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
- ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

諮 問 第 8 1 3 号
平 成 3 1 年 2 月 6 日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会 長 小 橋 昇 様

世田谷区長
保 坂 展 人

世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「寄附受領業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(ふるさと納税に係る書類等の印刷・印字・封入封かん及び発送業務の外部委託)

諮問第 8 1 3 号

「寄附受領業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(ふるさと納税に係る書類等の印刷・印字・封入封かん及び発送業務の外部委託)

平成 3 1 年 2 月 1 2 日
政策経営部ふるさと納税対策担当課

1 委託の件名

ふるさと納税に係る書類等発送業務の外部委託

2 委託の内容

区では、寄附金納付希望者（納付書及び口座払い）に対して寄附の申込手続と納付に関する書類、寄附金納付者に対して礼状やワンストップ特例申請書等を送付しているが、寄附件数が増加していることに伴い、次のふるさと納税に係る書類等の印刷・印字・封入封かん及び発送業務を外部委託するものである。

(1) 寄附金納付希望者（納付書及び口座払い）への寄附申込書等

(2) 寄附金納付者への礼状・受領証明書及びワンストップ特例申請書等

なお、作業に必要な送付対象者の情報については、電磁的記録媒体（USBメモリ）にて委託先事業者へ提供する。

3 諮問の趣旨

本件は、寄附金納付希望者（納付書及び口座払い）及び寄附金納付者宛に送付する書類等の印刷・印字・封入封かん及び発送に係る業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第 1 2 条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

(1) 世田谷区への寄附金納付希望者（納付書及び口座払い）

(2) 世田谷区への寄附金納付者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

	対象者	個人情報の項目
	寄附金納付希望者 (納付書及び口座 払い)	氏名、住所、希望する寄附金の使途、寄附金額、納付方法、申込日
	寄附金納付者	氏名、住所、希望する寄附金の使途、寄附金額、納付方法、寄附日、ワンストップ特例制度利用希望の有無、贈呈品の希望(有無、種類、送付先の氏名(寄附者と同一でない場合)、送付先の住所(寄附者と同一でない場合))

・委託先が本人から収集するもの

なし

・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

(2) 件数(見込み)

寄附金納付希望者(納付書及び口座払い)への書類等の発送

約900件/年

寄附金納付者への書類等の発送

約1,500件/年

6 個人情報を取り扱う場所

委託先事業者の施設

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書及び電磁的記録媒体による。

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報保護に関する社内規程が定められ、社員教育が徹底しているなど、個人情報の保護管理体制が確立している。

(2) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は施錠できる専用の収納庫に保管し、保管場所への出入りにも規制を設けている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

平成31年(2019年)5月より継続して行う。

13 委託先(参考)

就労継続支援A型事業所 S c o p o

諮問第814号
平成31年2月6日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 小橋 昇 様

世田谷区長
保坂 展 人

世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(子育てステーションほっとステイ事業運営業務の委託内容の変更)

諮問第 8 1 4 号

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(子育てステーションほっとステイ事業運営業務の委託内容の変更)

平成 3 1 年 2 月 1 2 日
子ども・若者部子ども家庭課

1 委託の件名

子育てステーションほっとステイ事業運営業務に係る外部委託

2 委託の内容

これまで区は、平成 1 8 年 9 月に子育てステーション成城、平成 2 0 年 4 月に同世田谷、同年 9 月に同烏山、平成 2 2 年 4 月に同桜新町及び梅丘の合計 5 施設を開設してきた。これらの施設については利便性の高い駅前に開設し、そこで「おでかけひろば」、「ほっとステイ」、「保育施設」及び「発達相談」の 4 つの機能を集中させた多機能型の子育て支援施設として、在宅を含めた全ての子育て家庭への支援を行っており、この運営業務を外部委託している。

このうち、「ほっとステイ」事業は、保護者の預け入れの理由を問わずに子どもを短時間預かることにより、児童虐待の未然防止に寄与し、子育て中の親のリフレッシュ等の育児負担の軽減を図っている。この「ほっとステイ」事業の利用にあたっては、安全・安心な保育を実施するため、事前に保護者等からの申請に基づき、利用者登録を行った上で、親子の面談を実施し、子どもの普段の様子や発達状況を把握している。また、利用者に対して事前に利用予約をするよう求めているが、現在、この予約は窓口や電話のみで受け付けているところである。

このたび、利用者からの要望が多い「インターネット環境を活用した予約及び予約状況の照会」にも対応するよう現行の委託業務内容の変更を行い、更なる利用者の利便性の向上を図る。

3 諮問の趣旨

本件は、新たにほっとステイ事業のインターネット環境による予約対応に関する業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第 1 2 条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

「ほっとステイ」事業の利用者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

区から委託先へ提供するもの

なし

委託先が本人から収集するもの

・従来の項目：保護者（父母）及び同居親族

氏名、住所、職業、勤務先、電話番号（自宅・勤務先・携帯）、
メールアドレス

子ども

氏名、性別、生年月日、血液型、身長及び体重（出生時と現在）、
平熱・既往歴、アレルギーの有無及び程度、障害の有無及び程度、
家庭状況、健康状態、発達発育状況、生活習慣、兄弟姉妹の有無
及び年齢、かかりつけ医、預かり経験の有無、乳幼児医療証の番
号

・新たな項目：保護者（父母）及び同居親族

なし

子ども

I D、パスワード

区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

(2) 件数

約15,000件/年

（平成29年度の利用件数15,515件から想定）

6 個人情報を取り扱う場所

委託先事業者の施設

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書、ファクシミリ、電磁的記録媒体及び口頭による。

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 委託先は個人情報保護規程を策定しており、個人情報保護とセキュリティ体制が
確立されている。

(2) 委託先のウェブサイトは、ネットワーク間にファイアウォールを設置するほか、SSLによる暗号化等により通信を暗号化するなど、不正アクセスや改ざん防止等に向けた脆弱性対策を講じている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用の禁止等を定めた「電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

平成31年(2019年)4月より継続して行う。

13 委託先(参考)

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・「子育てステーション世田谷」委託先 | 特定非営利活動法人NPO昭和 |
| ・「子育てステーション梅丘」委託先 | 社会福祉法人至誠学舎立川 |
| ・「子育てステーション桜新町」委託先 | 株式会社ポピンズ |
| ・「子育てステーション成城」委託先 | 株式会社木下の保育 |
| ・「子育てステーション烏山」委託先 | 株式会社京王子育てサポート |

諮 問 第 8 1 5 号
平 成 3 1 年 2 月 6 日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会 長 小 橋 昇 様

世田谷区長
保 坂 展 人

世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(福祉タクシー券等の確認業務委託)

諮問第 8 1 5 号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(福祉タクシー券等の確認業務委託)

平成 3 1 年 2 月 1 2 日
障害福祉担当部障害者地域生活課

1 委託の件名

福祉タクシー券等の確認業務委託

2 委託の内容

現在、区では、身体障害者手帳 1 ～ 3 級、愛の手帳 1 ～ 2 度等を所有している区民に対して、「福祉タクシー券」、「ストレッチャー料免除券」及び「予約料・迎車料補助券」(以下「福祉タクシー券等」という。)を交付しており、交付を受けた区民は、区と協定を結んでいるタクシー事業者を利用し、利用した際に発生するタクシー代金を福祉タクシー券等で支払っている。

各タクシー事業者は、区民から受け取った福祉タクシー券等を月末締めで取りまとめた後、翌月の 1 日から 1 0 日までの間に区に対して請求を行っている。その後、請求を受けた区は、福祉タクシー券等の枚数と内容、区への請求内容(請求代金)が一致していることを確認した上で、各タクシー事業者にそれぞれ支出処理を行っているところである。

現在区内には、区と協定を結んでいるタクシー事業者は約 1 5 0 存在しているが、毎月 1 日から 1 0 日までの間には約 1 5 0 の各タクシー事業者から随時、窓口や配送により、毎月合計約 1 0 万枚もの膨大な量の福祉タクシー券等とともに区へ請求をされている。

各タクシー事業者への支払い業務をより迅速かつ正確に行うとともに、区の業務の効率化を図る必要があるため、本業務を外部委託する。

なお委託する業務の主な内容は、以下のとおり。

- (1) 福祉タクシー券等及び請求書の受領業務
- (2) 福祉タクシー券等の枚数及び請求内容(請求代金)の確認業務

3 諮問の趣旨

本件は、福祉タクシー券等の確認業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第 1 2 条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

福祉タクシー券等の交付を受けている者（内訳は、以下のとおり）

（１）福祉タクシー券対象者

身体障害者手帳の交付を受けており、次のアからウまでのいずれかに該当する区民

ア 下肢機能障害、内部機能障害、体幹機能障害又は平衡機能障害の程度が 1～3 級

イ 視覚障害の程度が 1～2 級

ウ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が 1～3 級
愛の手帳 1～2 度の交付を受けている区民

ただし、上記、の要件にかかわらず、世田谷区障害者自動車燃料費助成要綱に定める助成資格の認定を受けた者並びに施設に入所している者及び病院等に入院している者を除く。

（２）予約料・迎車料補助券対象者

外出時の移動手段として常時車いす又はストレッチャーを使用することがあり、次の、のいずれかの要件に該当している区民。ただし、特別養護老人ホームに入所している者を除く。

福祉タクシー券対象者の又はの要件に該当していること。

介護保険法上の要介護状態区分が 3～5 であること。

（３）ストレッチャー料免除券対象者

（２）と同じ。

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

（１）個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

なし

・委託先が本人から収集するもの

なし

・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

氏名、タクシー利用日、タクシー代金、福祉タクシー券等認定番号

（２）件数（予定）

・福祉タクシー券等の枚数 約 120 万枚 / 年

（内訳：約 10 万枚 × 12 ヶ月）

6 個人情報を取り扱う場所

委託先事業者の施設

- 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無
なし
- 8 委託先との個人情報の授受の方法
文書による
- 9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無
なし
- 10 委託先の個人情報の保護管理体制
(1) 個人情報保護に関する法人規程が定められ、社員教育が徹底しているなど、個人情報の保護管理体制が確立されている。
(2) 個人情報を含む文書は施錠可能な収納庫に保管するとともに、保管場所等施設への入退室管理を実施している。
- 11 委託の条件
個人情報の秘密保持、目的外使用及び外部提供の禁止等を定めた「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。
- 12 委託の開始時期及び期間
平成31年(2019年)6月より継続して行う。
- 13 委託先(参考)
未定

諮問第809号
平成30年12月19日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 小橋 昇 様

世田谷区長
保坂 展人

世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「国民健康保険業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務等の委託内容の変更並びに
糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務等の外部委託)

諮問第809号

「国民健康保険業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務等の委託内容の変更並びに糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務等の外部委託)

平成31年2月12日
保健福祉部国保・年金課

《業務の概要》

現在、区では、40歳から74歳までの世田谷区国民健康保険の被保険者に対して特定健康診査を実施し、受診の結果、生活習慣改善の必要があると判定された者に対して、特定保健指導を実施している。また、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を図るため、保健業務を実施しているが、このたび、新たに以下の業務を外部委託により実施する。

1 委託の件名

- (1) 特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務の外部委託(委託内容の変更)
- (2) 特定健康診査データ及びレセプトデータ(診療報酬明細書)の分析業務並びに受診勧奨業務の外部委託(委託内容の変更)
- (3) 糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務(新規)
- (4) 重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導業務(新規)
- (5) レセプトデータ分析及び各保健業務の対象者抽出・効果分析業務(新規)

2 委託の内容

- (1) 特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務の外部委託(委託内容の変更)
平成25年度から特定保健指導の対象者に直接電話で利用を勧奨する「特定保健指導利用勧奨コールセンター」を外部委託により開設し(過去に諮問済)特定保健指導の利用率向上を図っており、一定の効果を挙げている。
このたび、このコールセンターによる受診勧奨をさらに効果的に行うため、区は、新たに対象者の過去の特定保健指導利用状況及び健診結果をコールセンターへ提供し、コールセンターによる個別の利用者に合わせた受診勧奨を行う。
- (2) 特定健康診査データ及びレセプトデータ(診療報酬明細書)の分析業務並びに受診勧奨業務の外部委託(委託内容の変更)
平成27年度から特定健康診査受診者の過去の健診結果から勧奨対象者の健康意識等を分析し、対象者の特性に合った効果的な受診勧奨通知を作成・発送する業務を外部委託により実施している(過去に諮問済)。しかし、業務実施後も区の特定健康診査受診率

は横ばい状態にある。

そこで、受診勧奨業務において、新たにレセプトデータを追加し、健康状態及び医療機関への通院状況等の情報も加えて分析することで、これまで以上に効果的な受診勧奨を行う。

また、勧奨業務の結果分析についても今後はレセプトデータを追加し、受診勧奨を実施した者の詳細な健康状況を踏まえた勧奨結果や受診傾向等の評価・分析を行うことで、次年度以降の受診勧奨業務をより効果的なものにしていく。

さらに、平成30年度からの国の制度改正により、特定健康診査の対象者のうち、生活習慣病等で定期的に医療機関に通院している者については、医療機関で実施した診療による検査の項目が特定健康診査の基本項目を満たす場合、本人同意のうえで検査データを保険者が受領することで、特定健診を受診したこととみなすことができるようになった(「診療における検査データの活用」)。区がこの新たな制度を利用し、未受診者層の受診率の向上に繋げるため、受診勧奨業務の中でこの事業に取り組んでいく。

具体的には、上記のレセプトデータを使用した勧奨対象者分析の結果、「診療における検査データの活用」の対象となる者に対しては専用の通知を発送し、事業の案内を行う。その通知のうち、検査データを医療機関から保険者に情報提供する際に使用する「情報提供票」には、より多くの対象者に利用してもらえよう、対象者の氏名・住所等の個人情報に予め印字し、対象者が記入する手間を省いてより利用しやすい様式とする。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務(新規)

平成29年度から糖尿病性腎症重症化予防業務を開始しており、対象者の抽出や対象者への保健指導利用勧奨は区職員が行ってきた。しかしながら、対象者への保健指導利用案内や電話等による利用勧奨については、保健師等の医療職が行うことが効果的であることから、この業務を新たに外部委託により実施するものである。

(4) 重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導業務(新規)

この事業を実施することにより、重複・頻回受診者等に適切な医療へのかかり方、正しい服薬を指導することで対象者の健康を守るとともに、医療費の適正化を図ることが可能となる。この事業においても、対象者への保健指導利用案内や利用勧奨については保健師等の医療職が行うことが効果的であることから、外部委託により実施する。

(5) レセプトデータ分析及び各保健業務の対象者抽出・効果分析業務(新規)

(3)及び(4)の業務を実施するには、(3)の業務の対象者は健診結果データとレセプトデータから、(4)の業務の対象者はレセプトデータから分析して対象者を抽出するが、高度の分析技術が必要となる。また、(3)及び(4)の両業務の効果分析についても同様であるので、外部委託により実施する。

3 諮問の趣旨

本件は、特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務の委託内容を変更するとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務等を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであるため、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

0歳から74歳までの世田谷区国民健康保険加入者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務（委託内容の変更）

・区から委託先へ提供するもの

従来の項目：氏名、住所、性別、生年月日、診査年月日、特定健康診査受診券整理番号、特定保健指導利用券整理番号、特定保健指導利用券有効期限、特定保健指導区分、がん検診整理番号、電話番号、同一世帯フラグ

新たな項目：特定保健指導利用履歴、受診結果、問診結果

・委託先が本人から収集するもの

なし

・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

特定健康診査データ及びレセプトデータの分析業務並びに受診勧奨業務

（委託内容の変更）

・区から委託先へ提供するもの

．分析・対象者抽出

従来の項目：被保険者識別番号、性別、生年月日、受診結果、問診結果

新たな項目：レセプトデータ（ ）

レセプトデータに含まれる個人情報（氏名、生年月日等）を匿名化处理する。
詳細は、別紙「補足資料」参照。

．受診勧奨通知発送

従来の項目：氏名、住所、特定健康診査受診券整理番号

新たな項目：生年月日、性別、被保険者証記号番号

．効果検証

従来の項目：被保険者識別番号

新たな項目：レセプトデータ（ ）

レセプトデータに含まれる個人情報（氏名、生年月日等）を匿名化处理する。
詳細は、別紙「補足資料」参照。

・委託先が本人から収集するもの

なし

・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務（新規）

- ・区から委託先へ提供するもの
氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、受診結果、問診結果、レセプトデータ（ ）、
被保険者識別番号、保健指導区分
当該事業対象者に限定してレセプトデータを提供する。
- ・委託先が本人から収集するもの
なし
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
なし

重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導業務（新規）

- ・区から委託先へ提供するもの
氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、レセプトデータ（ ）、被保険者識別番
号、保健指導区分
当該事業対象者に限定してレセプトデータを提供する。
- ・委託先が本人から収集するもの
なし
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
なし

レセプトデータ分析及び各保健業務の対象者抽出・効果分析業務（新規）

- ・区から委託先へ提供するもの
氏名、住所、性別、生年月日、受診結果、問診結果、レセプトデータ（ ）、被保険
者識別番号、保健指導区分
レセプトデータに含まれる個人情報（氏名、生年月日等）を匿名化处理する。
詳細は、別紙「補足資料」参照。
- ・委託先が本人から収集するもの
なし
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
なし

（２）件数

約 70,000 件 / 年
：約 130,000 件 / 年
：約 70,000 件 / 年
：約 70,000 件 / 年
約 500 件 / 年
約 1,000 件 / 年
約 200,000 件 / 月

- 6 個人情報を取り扱う場所
委託先事業者の施設（ただし、匿名化処理及びデータ引渡しは区役所）
- 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無
なし
- 8 委託先との個人情報の授受の方法
電磁的記録媒体（CD-R、USBメモリ）による。なお、電磁的記録媒体は返却させることとするが、受託者の管理下にある機器等に情報を記録した場合は、その情報を消去しその旨の報告を義務付ける。
- 9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無
あり
- 10 委託先の個人情報の保護管理体制
（1）個人情報に関する内部規定が定められ、社員教育が徹底しているなど、個人情報の保護管理体制を確立していることを条件とする。
（2）個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は施錠できるキャビネット等で保管し、保管場所への出入りにも規制を設ける。
- 11 委託の条件
個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止、セキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。
- 12 委託の開始時期及び期間
（1）特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務
平成31年（2019年）4月より継続して行う。
（2）特定健康診査データ及びレセプトデータの分析業務並びに受診勧奨業務
・レセプトデータを使用した勧奨結果の分析・報告業務
平成31年（2019年）6月より継続して行う。
・レセプトデータを使用したデータ分析業務
平成32年（2020年）6月より継続して行う。
（3）糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務
平成31年（2019年）4月より継続して行う。
（4）重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導業務
平成31年（2019年）4月より継続して行う。
（5）レセプトデータ分析及び各保健業務の対象者抽出・効果分析業務
平成32年（2020年）4月より継続して行う。

13 委託先（参考）

（１）特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務

未定

（２）特定健康診査データ及びレセプトデータの分析業務並びに受診勧奨業務

株式会社NTTデータ

（３）糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務

株式会社メディヴァ

（４）重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導業務

未定

（５）レセプトデータ分析及び各保健業務の対象者抽出・効果分析業務

未定

平成 3 1 年 2 月 1 2 日
保健福祉部国保・年金課

1. 諮問の経緯

(1) 保健事業(データヘルス)推進の背景

国民健康保険法第 8 2 条第 4 項では、「保険者は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない」と規定されている。

近年、特定健康診査の導入やレセプトの電子化の進展等により、健診の結果とレセプト情報を活用して、保険者は被保険者の健康課題を分析し、データ分析に基づく保健事業の実施が可能となってきた。また、生活習慣の変化、高齢化の進展に伴って、疾病に占める生活習慣病の割合が増えてきている。

しかしながら、生活習慣病は多くの場合、食事や運動などの日常の生活習慣を見直すことによってその発症や進行を未然に防ぐことが可能であると言われている。一方で、本人の明確な自覚症状がないまま、症状が悪化することが多いことから、本人が自らの生活習慣の問題点を発見・意識し、その特徴に応じて、生活習慣の改善に継続的に取り組み、それを保険者が保有する健診・レセプトデータ等を有効に活用し、支援を行っていくことが重要である。

こうした中、平成 2 5 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部が改定され、すべての保険者に対し、健診・レセプト等のデータ分析、それに基づく被保険者の健康保持増進のための保健事業計画(データヘルス計画)を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととされた。

(2) これまでの当区の取り組み

当区では、厚生労働省が示した上記指針の改正以前から、レセプトや統計資料等を活用することにより、「特定健康診査等実施計画」の策定やその見直し、その他の保健事業を実施してきた。しかし、当該指針の改正後は、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開やポピュレーションアプローチ(被保険者全員へチラシを配布して周知するなど対象を絞らない手法)から重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことが求められるようになった。

このような状況を踏まえ、当区では、被保険者の更なる健康保持増進、生活習慣病の重症化予防等を積極的に推進するために、平成 2 7 年度から「第 1 期データヘルス計画(平成 2 7 ~ 2 9 年度)」(1)を策定し、健診・レセプトデータ等を活用した保健事業を実施してきたところである。

1 第 1 期データヘルス計画の主な保健事業

- ・ 特定健康診査の受診勧奨、特定保健指導の利用勧奨
- ・ ハイリスク者に対する重症化予防 等

その後、第1期計画の保健事業の評価・検証を踏まえ、平成29年度に「第2期データヘルス計画（平成30～35年度）」（2）を策定し、平成30年度から既存の保健事業のレベルアップや新たな保健事業の取組みを開始することとした。

2 第2期データヘルス計画の主な保健事業

- ・ 特定健康診査の受診勧奨、特定保健指導の利用勧奨
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防
- ・ 適正な受診・服薬の推進
- ・ 健康づくりを支援するインセンティブの導入 等

（3）保健事業（データヘルス）の考え方

当区は、国民健康保険の保険者として、被保険者の立場に立って健康の保持・増進を図り、もって疾病の予防や早期の回復を図る役割を担っている。保健事業についても、個々の被保険者に対し、自主的な健康増進・疾病予防の取組みをきめ細かく働きかけていくことが重要であると考えている。

当区が保有する被保険者の健診・レセプトデータを詳細に分析して、被保険者の健康課題を的確に抽出したうえで、その課題に応じた保健事業を立案し、優先順位を定めて実施していく。

（4）保健事業（データヘルス）の課題

本来、レセプトデータは、医療機関が診療報酬点数表に基づいて計算した医療費を毎月月末に患者毎に集計した上で、外来と入院を別々にして明細を作成し、審査支払機関を通じて保険者へ請求する資料である。レセプトデータには、患者の検査結果や重症度といった患者の健康状態に関する情報は基本的に含まれないため、保険者がこのデータを医療費分析や保健事業等に活用するためには、保有する健診結果と突合せ高度な処理を行う必要がある。

これまでは区職員がKDBシステム（国保データベースシステム：国や国保連合会が保健事業の実施をサポートするために構築したシステム）の利用や事務用パソコンを駆使して、健診・レセプトデータ活用による医療費分析、被保険者の健康課題の抽出等を行い、計画策定並びに保健事業にも取り組んできた。

しかしながら、平成30年度（第2期データヘルス計画期間の開始）からは、保健事業の効果検証等、更に高度な分析が求められるようになり、区職員では処理することが困難となっている。

2. 外部委託の考え方

(1) 分析業務を委託するメリット

外部委託を実施することにより、健診・レセプトデータの統計分析（当区の健康課題の析出、保健事業の効果検証、各被保険者のリスク分析、医療費の時系列分析に基づく中・長期予測等）が可能になる。なお、これらの統計分析は、膨大なデータを処理できるIT基盤や高い技術力がなければ取り扱うことができないため、外部委託を実施することが必要不可欠である。

(2) 安全性を確保する方策

データの匿名化処理（ 3 ）

健診・レセプトデータを委託先へ提供する際、区及び委託先の両責任者が立会いのもとデータの匿名化処理を行う。その後、委託先は匿名化処理を施したデータの分析作業を行うものとする。

納品時においても両責任者の立会いのもとで匿名化した納品データの復元処理を行い、区へ納品させるものとする。また、委託先が持つ復元納品データはその場で廃棄させることとする。

3 データの匿名化処理とは

健診データとレセプトデータを名寄せする場合、氏名や生年月日等を基に行うが、区が委託先にデータを引き渡す段階で、データ上の氏名・生年月日等を暗号化することにより、個人が特定されないように処理を行うことをいう。

この暗号化の鍵は、区責任者のみが把握し、両者責任者が立会いのもつこの作業を行うことで個人情報漏洩のリスクを低減させるとともに、責任の所在を明らかにする。

データの取扱方法

匿名化処理されたデータは、個人が特定されないものの、被保険者の医療に関するセンシティブ情報であることから、細心の注意を払って取り扱う必要がある。委託先には、区が定める情報セキュリティ規定を遵守させるとともに、緊急時に備え、データにアクセスできる担当者名と連絡先を提出させることとする。

諮 問 第 8 1 6 号
平 成 3 1 年 2 月 6 日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会 長 小 橋 昇 様

世田谷区長
保 坂 展 人

世田谷区個人情報保護条例第12条、第17条第4項及び第18条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「配偶者暴力等被害者支援業務」、「売春防止法に基づく婦人保護事業業務」、「入院助産業務」、「母子支援業務」及び「福祉資金貸付業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録、外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について
(DV等相談記録管理システムの構築等)

諮問第816号

「配偶者暴力等被害者支援業務」、「売春防止法に基づく婦人保護事業業務」、「入院助産業務」、「母子支援業務」及び「福祉資金貸付業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録、外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について

(DV等相談記録管理システムの構築等)

平成31年2月12日
生活文化部人権・男女共同参画担当課
各総合支所保健福祉センター生活支援課

《事業の概要》

区ではこれまで、配偶者暴力(DV)被害者支援や売春防止法等による婦人保護事業、入院助産、母子支援及び福祉資金貸付の業務を行うにあたり、区民からの相談等(以下「各相談業務」という。)()に対応してきた。

このような中、平成30年12月に「配偶者暴力相談支援センター」の機能を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく被害者支援を更に推進させるため、区では新たな取組みを開始したところである。

しかしながら、これらの各相談業務の情報は紙媒体のみにて管理され、各総合支所保健福祉センター生活支援課子ども家庭支援センター(以下「子家セン」という。)の内部及び各子家セン間の情報共有を図っていく仕組みがないことや、各相談業務の利用者が重複する場合の名寄せがしづらく、利用者への一体的支援に向けた情報の集約が困難であることなどがこれまで課題となってきた。

このような課題を解決していくため、このたび新たに、DV等相談記録管理システム(以下「管理システム」という。)を構築・運用することにより、要支援の区民や世帯へより適切かつきめ細かな行政サービスを実現していく。

各相談業務

- ・DV被害者支援業務：相談対応及び相談機関の紹介、心身の健康を回復させるための医学的・心理学的指導、被害者及びその同伴家族の一時保護、一時的な安全の確保、自立支援に向けた情報提供、助言、連絡調整などの援助、被害者を保護する施設の利用についての情報提供、助言、連絡調整などの援助に関する業務
- ・婦人保護事業業務：売春防止法の規定による要保護女子を対象とした相談対応、調査・指導、本人及び同伴家族の一時保護に関する業務
- ・入院助産業務：経済的な理由で出産のための費用の支払いが困難な妊産婦に対し、その費用を助成する制度に関する業務
- ・母子支援業務：配偶者のない女子又はそれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童の施設への入所及び保護、自立支援に関する業務
- ・福祉資金貸付業務：配偶者のない女性や母子又は父子家庭の方々が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金の貸付に関する相談業務

第1 新たな個人情報の項目の電子計算機への記録について

1 電子計算機に記録する理由

各子家センでは、各相談業務に関する情報を記録票等の紙台帳で別々に管理している。このたび新たに管理システムを運用し、各相談業務の利用者を名寄せしてデータベースで一元管理することにより、要支援の区民や世帯へより適切できめ細かな行政サービスを実現していくため、区の電子計算機へ記録する。

2 諮問の趣旨

本件は、区が管理システムを構築・運用していくことにより、新たな個人情報の項目を区の電子計算機に記録するものであり、世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第17条第4項の規定に基づき諮問する。

3 対象となる個人の範囲

相談者、子、家族、その他関係者

4 記録する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

別紙「個人情報の項目及び件数」のとおり

(2) 件数

約 7 4 0 件 / 年 (1 年間の延べ件数)

5 電子計算機に記録する方法

各総合支所保健福祉センター生活支援課職員が区の電子計算機を利用し、管理システムに入力する。

6 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティポリシー及び各総合支所保健福祉センター生活支援課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

7 記録の開始時期

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 6 月 (予定) より継続して行う。

第 2 外部委託に伴う個人情報の保護措置について

1 委託の件名

管理システム運用保守業務委託

2 委託の内容

管理システムの本稼動 (平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 6 月予定) 後のシステム運用上の問合せ対応、障害対応等のシステム保守を行う。なお、過去に各相談業務で対応した相談記録については、管理システムにデータ移行させないため、管理システムの構築時には、委託先は個人情報を取り扱わない。

3 諮問の趣旨

本件は、管理システム運用保守業務を外部委託することに伴い個人情報を取り扱わせるものであり、条例第 1 2 条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

第 1 の 3 のとおり

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

第 1 の 4 (1) のとおり

- ・委託先が本人から収集するもの
なし
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
なし

(2) 件数

第1の4(2)のとおり

6 個人情報を取り扱う場所

世田谷区事務センター及びクラウドサービス事業者のデータセンター

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

なし(委託事業者は、世田谷区事務センターの電子計算機のみを使用)

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

なし(委託事業者は、世田谷区事務センターの電子計算機のみを使用)

10 委託先の個人情報の保護管理体制

- (1) 個人情報保護、情報セキュリティに関する社内規程が定められ、社員教育を徹底するなど個人情報を適切に取り扱う体制を確立している。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報の取扱いに関する認定(プライバシーマーク)又は国際規格ISO/IEC 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を取得している。
- (3) システムのデータについて、不具合が起こった時に備えてバックアップ等で適切に保護する。
- (4) 権限のない者によるアクセスやデータの改ざんが行われないよう、必要なセキュリティ設定を実施する。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間
第1の7のとおり

13 委託先（参考）
未定

第3 外部の電子計算機との回線結合について

1 回線結合する理由

新たに利用する管理システムについて、区の電子計算機とクラウドサービス事業者の電子計算機との回線結合が必要となるため。

2 回線結合の相手方

クラウドサービス事業者

3 諮問の趣旨

本件は、管理システムをクラウド上で使用するにあたり、区の電子計算機とクラウドサービス事業者の電子計算機を回線結合するものであり、条例第18条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

第1の3のとおり

5 回線結合する個人情報の項目

第1の4(1)のとおり

6 回線結合の方法

区とクラウドサービス間には、専用回線で接続し、外部からネットワーク接続できないようにする。また、専用回線は、事務センターと本庁舎から2回線接続することで、一方に通信障害が発生しても継続してサービスが利用できる構成とする。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

(1) 情報セキュリティの管理体制

クラウドサービス事業者は、国際的な情報セキュリティ基準に基づき、情報セキュリティに関する要因教育や災害時の対応訓練を定期的実施し、セキュリティや災害のリスクを軽減する対策を実施している。

また、クラウドサービス事業者が、第三者による監査を毎年実施し、その証明として保証報告書が発行されている。

(2) データセンターのセキュリティ対策

クラウドサービス事業者のデータセンターは、同時に2施設以上が稼働し同時被災しないよう地域分散されており、日本データセンター協会が定める基準において高い安全性を証明されている。

また、24時間体制で管理されており、侵入検知防止システムや定期的な侵入テストの実施等により、不正なアクセスからサービスを保護している。

(3) サーバーアクセス・ネットワークのセキュリティ対策

情報のアクセス管理

クラウドサービス事業者はクラウド基盤環境のみ操作することができ、区がサービス提供を受けているスペースに接続することはできない。

また、事故等の発生時に、区はクラウドサービス事業者の操作記録の開示を求めることができる。

ネットワーク管理

ネットワークは24時間体制で監視されており、侵入検知防止システム等により、不正なアクセスからサービスを保護している。

また、システム間のネットワークを分離することができ、不要な通信を防ぐとともに、アクセス制御によって不正なユーザーのネットワーク侵入を阻止する。

8 区の個人情報の保護管理体制

第1の6のとおり

9 回線結合の開始時期

第1の7のとおり

個人情報の項目及び件数

1. 配偶者暴力等被害者支援業務

項目	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、支援措置の有無、家族関係、相談内容、経過、職業・職歴、学歴、勤務先、収入、財産状態、公的扶助の受給の有無、健康状態、病歴、障害の有無及び程度、家庭状況、婚姻歴・離婚歴、居住状況、相談内容、経過、加害者の氏名・住所・病歴・勤務先・収入・追跡の可能性、子どもの氏名・生年月日・通園通学先・被害状況
件数	約300件/年

2. 売春防止法に基づく婦人保護事業業務

項目	氏名、生年月日、住所、電話番号、支援措置の有無、家族関係、相談内容、経過、職業・職歴、学歴、勤務先、収入、財産状態、公的扶助の受給の有無、健康状態、病歴、障害の有無及び程度、家庭状況、婚姻歴・離婚歴、居住状況、相談内容、経過、子どもの氏名・生年月日・通園通学先・状況
件数	約270件/年

3. 入院助産業務

項目	氏名、生年月日、住所、続柄、電話番号、現在の通院先、出産予定日、加入保険、所得等の状況、相談に来所した者、相談内容、経過
件数	約30件/年

4. 母子支援業務

項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、支援措置の有無、家族関係、住居状況、健康保険、収入、入所を希望する理由、相談内容、経過
件数	約40件/年

5. 福祉資金貸付業務

項目	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、家庭状況、貸付種別、貸付目的、借受人、借受人の収入・財産状態・就労状況、連帯保証人の有無、相談内容、経過
件数	約100件/年

合計 約740件/年（1年間の延べ件数）

その他報告資料

個人情報を取り扱う業務に対するモバイルワーク試行（第2フェーズ）の実施について

平成31年2月12日
政策経営部情報政策課

1. 経緯

近年の無線通信技術、セキュリティ技術の発達、タブレット端末やモバイルPCの普及などにより、庁内ネットワークへの接続環境を外出時等庁外へも拡張することが可能となってきた。既に民間企業のほか、省庁や地方自治体においても、モバイルワーク等の導入による業務効率の向上や働き方改革に取り組む事例が増えている。

このような中、区においても情報化推進計画・情報化事業計画に基づき、モバイル端末を使用し、場所などにとらわれない柔軟な働き方を可能とするため、モバイル接続ネットワーク環境の整備を進めてきた。具体的な取組みとしては、平成29年度（2017年度）末より第1フェーズとして、個人情報を取り扱わない業務についてモバイルワーク試行を実施しており、一定の効果は見られている。

このたび、モバイルワーク試行拡大に向けた第2フェーズの取組みとして、平成31年度（2019年度）に個人情報を取り扱う業務に対するモバイルワークの試行を実施することについて報告する。

2. モバイルワーク試行について

モバイルワーク試行内容については、以下のとおりである。

(1) 基本方針

試行実施期間は、平成29年度（2017年度）末から平成31年度（2019年度）末までの2年とし、外出時にモバイル端末利用における業務効率の向上や職員の負荷軽減の測定及びセキュリティ対策上の課題解決を中心に検証を実施する。

業務に与える影響及び課題を考慮し、個人情報を取り扱わない業務と取り扱う業務に分け、段階的に検証する。

【第1フェーズ】 個人情報を取り扱わない業務での試行（平成29年度（2017年度）末より実施中）

- ・ファイルサーバー内での文書処理
- ・人事、文書、財務システムの外出先からの処理
- ・その他、通常ユーザーで操作できる業務システムの操作 等

【第2フェーズ】 個人情報を取り扱う業務での試行（平成31年度（2019年度）より実施予定）

- ・個人情報を取り扱う業務システム等を外出先から操作
- ・外部からの基幹系システム（SKY2）保健福祉系システムの利用 等

(2) モバイルワークの構成

モバイルワーク環境の詳細は、別紙「モバイルワーク構成図」のとおり。

3. モバイルワーク試行(第2フェーズ)の取組みについて

(1) 試行対象所管課、対象業務及び取り扱う個人情報の項目

本件は、庁内情報網の延長としてモバイルワーク端末を利用するものである。モバイルワーク試行の拡大にあたり、全庁に対してモバイルワーク試行希望調査を実施したところ、試行希望のあった所管課及びその所管課が個人情報を取り扱う業務は、以下のとおりであった。

世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課

- ・訪問先での記録・区分認定調査票作成
- ・関係者との会議の発言内容の記録等

(個人情報の項目)

氏名、住所、生年月日、年齢、世帯構成、世帯課税情報、障害内容等

世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課

- ・訪問先(受給者宅、病院、施設等)での受給者に関する情報の照会
- ・訪問先での問い合わせに対する調査・回答

(個人情報の項目)

住所、氏名、年齢、生年月日、生活保護の決定状況に関する情報、生活や健康に関する情報、資産に関する情報等

玉川総合支所保健福祉センター生活支援課(子ども家庭支援センター)

- ・児童や家庭への支援策を検討するための個別ケース検討会の会議録作成

(個人情報の項目)

参加者の状況、様子及び会議参加者の発言等

上記 ~ においては、他の総合支所でも同様の業務を行う所管課があるが、今回は、試行希望のあった所管課のみで実施する。

障害福祉担当部障害施策推進課

- ・訪問先での各種資料の確認
- ・訪問先での認可・指導報告書の作成

(個人情報の項目)

訪問先住所、利用者情報(住所、請求内容)等

子ども・若者部児童相談所開設準備担当課

- ・虐待通告について、初動対応のために住民記録等の基本情報の確認や、訪問、相談歴等の情報の確認

(個人情報 の項目)

住所、氏名、年齢、訪問、相談記録等

みどり 3 3 推進担当部みどり政策課

- ・公園緑地用地買収に関する外出先での会議録作成
- ・公園緑地等の構想、計画策定における外出先での資料及び図面の確認・修正、外出者及び事務所との情報共有

(個人情報 の項目)

訪問記録

教育政策部教育指導課

- ・教育委員会における面談等の聞き取り記録

(個人情報 の項目)

氏名、面談記録

(2) 第 2 フェーズにおけるセキュリティ対策

モバイルワーク試行におけるセキュリティ対策については、以下に掲げる複数の対策を第 1 フェーズ開始とともに既に実施しており、第 2 フェーズにおいても現行の庁内ネットワークと同様の安全性を確保することとする。

さらに、第 2 フェーズにおいては、個人情報を取り扱う業務の特殊性を考慮して使用する機器の画面にのぞき見防止用のフィルターを付けるなど、個人情報等の漏洩防止の措置を講ずる。

【モバイルワーク試行におけるセキュリティ対策】

多要素認証の導入

- ・ICカード及びパスワードにより、予め許可されたユーザーのみ端末を起動できる。

閉域モバイルサービス

- ・端末 - 中継局間は閉域モバイルサービスを契約した許可された機器のみが通信できる限定された安全な無線移動体通信 (4 G、L T E 等) で接続、中継局 - 事務センター間は有線閉域網で接続している。
- ・事務センター以外へ接続することはできない。また、外部から侵入することもできない。

クライアント証明書認証

- ・予め設定した端末に専用の証明書情報を登録して、証明書情報が確認された場合のみ通信を許可する。

閉域接続設定

- ・相互のゲートウェイ IP 間のみ疎通可能とし、外部からの接続はできない。

庁内ユーザー認証

- ・庁舎内で端末を使用する際と同様の認証を機械的に行うため、庁内ネットワークの利用範囲は予めユーザーに付与した権限に従い限定される。

仮想デスクトップ

- ・ 職員のPCからネットワーク経由でサーバー上の仮想デスクトップにアクセスし、画面表示のためのデータやキーボード等の入力情報をやり取りすることで仮想化されたクライアントOSを操作するため、外部から侵入することはできない。

ファイルサーバー等への接続

- ・ 仮想デスクトップを通して各システム（ファイルサーバー等）を利用する。モバイル端末から直接システムに接続することはできない。
- ・ モバイル端末本体上にデータを保存することはできない。（コピーを含む。）
- ・ 仮想デスクトップ内において、事務用仮想デスクトップと同じセキュリティ対策（アンチウィルス等）が適用される。

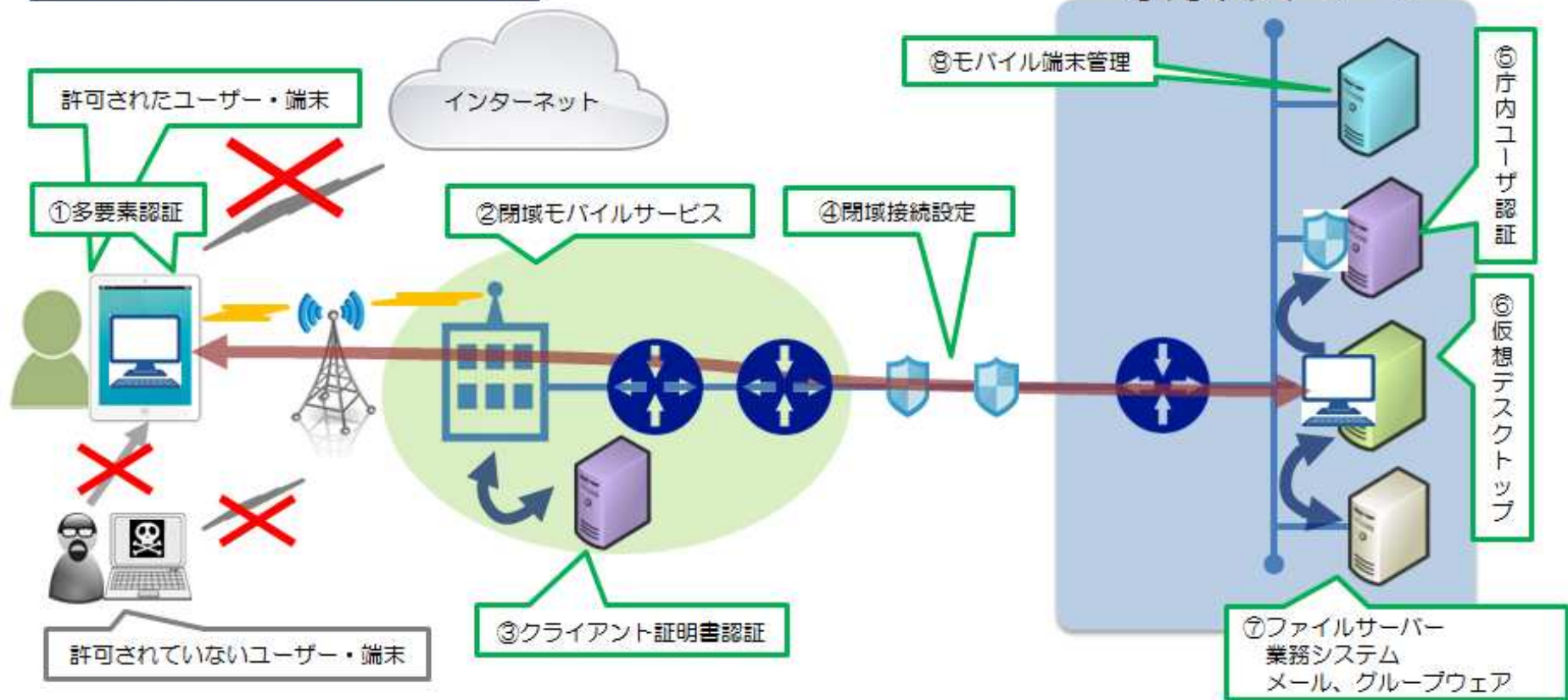
モバイル端末管理

- ・ モバイル端末の操作ログ取得、紛失時へのリモート接続や端末の停止を行う。

4. 今後のスケジュール（予定）

平成31年（2019年）	4月	モバイルPC準備
	5月	試行対象職場へのモバイルPC設置
	6月	第2フェーズ試行開始
平成32年（2020年）	4月	モバイルワーク本格実施

モバイルワーク構成図



- ①多要素認証：ICカード及びパスワードにより、予め許可されたユーザー端末を起動できる。
- ②閉域モバイルサービス：端末－中継局間は安全な無線移動体通信（4G、LTE等）で接続、中継局－事務センター間は有線閉域網で接続。
- ③クライアント証明書認証：予め設定した端末に専用の証明書情報を登録して、証明書情報が確認された場合のみ通信を許可。
- ④閉域接続設定：相互のゲートウェイIP間のみ疎通可能とし、外部からの接続はできない。
- ⑤庁内ユーザー認証：庁内ネットワークを利用する時の通常ユーザー認証。
- ⑥仮想デスクトップ：現在利用している仮想デスクトップ環境
- ⑦ファイルサーバー、業務システム：庁内ネットワーク上で利用しているシステム
- ⑧モバイル端末管理：端末に対するユーザーの端末利用及びアプリケーション利用許可、端末ロック等の遠隔管理

モバイルワーク実施スケジュール

